

〈確認書の有無による子のカウント方法と手当月額の例〉

例：18歳（令和8年3月で高校卒業）、16歳、14歳のお子さまを養育している場合

令和8年3月まで

18歳	16歳	14歳
第1子	第2子	第3子
10,000円	10,000円	30,000円
合計 50,000円		



令和8年4月以降
(提出した場合)

18歳	16歳	14歳
第1子	第2子	第3子
—	10,000円	30,000円
合計 40,000円		

(提出がない場合)

18歳	16歳	14歳
—	第1子	第2子
—	10,000円	10,000円
合計 20,000円		